

○島田市家具等転倒防止事業実施要綱

平成17年5月5日

告示第131号

改正 令和4年3月31日告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者等が居住する家屋内の家具等に転倒防止金具等（以下「金具等」という。）を取り付け、固定することにより地震による被害の軽減を図る家具等転倒防止事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(令4告示102・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「家具等」とは、家屋内に設置されたたんす、食器棚、冷蔵庫、洗濯機、テレビその他の地震発生時の転倒により生命に危険を及ぼす可能性のある物をいう。

(事業の内容)

第3条 この事業は、次条に規定する対象者の家屋において、市長が委託した者（以下「取付け業者」という。）が、家具等を床、柱、壁等に固定するために金具等を取り付けること（これに付随する軽易な^{はり}梁等への補強を含む。）により行うものとする。

2 前項の規定による金具等の取付けは、1世帯につき1回とする。

3 取り付ける金具等の単位は、一の家具に転倒防止のために必要な金具等の総数を1組とし、1世帯につき3組までとする。

(令4告示102・一部改正)

(対象者)

第4条 この事業の対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当する市内の世帯とする。

(1) 65歳以上の者のみの世帯

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている障害者又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第

156号) に基づく療育手帳の交付を受けている知的障害者のみの世帯
(3) その他前2号に準ずるとして市長が特に認めた世帯
(事業の費用)

第5条 この事業の費用は、次に掲げるものを除いて市が負担する。

- (1) 特殊な金具等が必要となるときの当該金具等の費用
- (2) その他市が負担することが適当でないと認める費用
(令4告示102・一部改正)

(申請)

第6条 金具等の取付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家具等転倒防止事業実施申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(令4告示102・一部改正)

(実施の決定)

第7条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、事業実施の可否を決定し、家具等転倒防止事業実施(不実施)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第8条 取付け業者は、事業完了後遅滞なく、家具等転倒防止事業完了報告書(様式第3号)により、市長に報告するものとする。

(身分証明書の交付等)

第9条 市長は、取付けに係る委託契約を締結したときは、取付け業者に身分証明書(様式第4号)を交付する。

2 取付け業者は、申請者宅を訪問する際には、身分証明書を常に携帯し、申請者又は申請者と同世帯の者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(令4告示102・一部改正)

(免責)

第10条 市及び取付け業者は、この事業で固定された家具等の転倒等による損害が生じた場合、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の公示の日の前日までに、合併前の島田市家具等転倒防止事業実施要綱（平成16年島田市告示第152号）又は金谷町家具等転倒防止事業実施要綱（平成16年金谷町長決裁）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月31日告示第102号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の様式第1号による家具等転倒防止事業実施申請書は、改正後の様式第1号による家具等転倒防止事業実施申請書とみなす。